

令和 6 年(ワ)第 6841 号 損害賠償等請求事件

原告 有限会社ホールド

被告 株式会社豊 他 3 名

準 備 書 面

令和 7(2025)年 12 月 7 日

大阪地方裁判所第 25 民事部 2 係 御中

被告 株式会社豊

代表者代表取締役社長 三村 勝美



被告 合同会社クリンクリンナラ

代表者代表社員 吉田 晟二



頭書事件の、被告の主張を述べます。

第1章 事案の概要と被告の基本主張

1 事案の背景

本件は、原告有限会社ホールド(以下「原告」)が、東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上」)との賠償責任保険契約が解除されたことにより、債権回収が困難になったとして、被告らによる保険契約解除を民法 424 条以下の詐害行為として取り消すよう求める事件である。

しかしながら、本件保険契約解除は、背信的保険会社の不当行為に対する正当な対抗措置であり、詐害行為取消権の成立要件を一つも満たすものではない。

2 被告の基本的主張の要点

- (1) 背信的保険者への正当な対抗:東京海上は保険金を支払わず, 営業秘密を漏洩し, 強圧的調査を実施するなど, 信頼関係を破壊した。被告らの保険契約解除は, かかる背信行為に対する正当かつ必要な対抗措置である。
- (2) 無資力状態の不存在:被告らは, OAK 彌榮に対する多額の工事代金債権・損害賠償請求権(不動産処分禁止仮処分命令申立書参照)を有しており, 保険契約がなくても十分な弁済資力を保持している。
- (3) 責任履行の一貫した行動:被告らは隣接地復旧工事の実施, 被害回復への献身的取り組み, 真の責任主体への法的追及など, 責任を果たす方向に一貫して行動している。これは責任回避とは正反対の行為である。
- (4) 権利の質的改善:保険契約解除は, 実質的価値を喪失した保険金請求権から, 法的根拠が強く回収可能性の高い OAK 彌榮債権への転換であり, 責任財産の減少ではなく維持・拡大を目的とした合理的経営判断である。

3 本書面の構成

本書面は, 詐害行為取消権の 4 要件(①詐害的処分行為, ②債権者の被害, ③無資力, ④詐害意思)が本件保険契約解除については全て充足されないことを, 最高裁判例および関連裁判例を踏まえて体系的に論証するものである。

第2章 詐害行為取消権の法的基礎

2-1 民法 424 条の規律構造と 4 要件

民法 424 条 1 項は「債権者は, 債務者が債権者を害することを知ってした法律行為を取り消すことができる」と規定する。

本条の本質は, 債務者の無資力化を伴う責任財産の減少を是正し, 債権者平等原則を補完することにある。

詐害行為取消権の成立には以下の4つの要件が必須である：

- ① 詐害的処分行為：債務者の責任財産が実質的に減少する法律行為
- ② 債権者の被害：当該処分により回収可能性が実質的に害されること
- ③ 無資力：全財産をもってしても全債務を弁済できない状態
- ④ 詐害意思：債権者を害することの認識・認容

本件保険契約解除は、これらの要件を一つも満たさない。特に③の無資力が欠如する時点で、詐害行為取消権の適用余地は根本から否定される。

2-2 無資力要件の不可欠性と最高裁判例

【最判昭和36年7月19日大法廷判決】

最高裁は特定物引渡請求権者にも詐害行為取消権の行使を認めつつ、「特定物引渡請求権を有する者も、その目的物を債務者が処分することにより無資力となった場合には、右処分行為を詐害行為として取り消すことができる」と判示した。

この判例から導かれる明確な原則は、詐害行為取消権の射程は「債務者が無資力となる、又は無資力状態が悪化する行為に限られる」ということである。逆に言えば、無資力が存在しない場合、詐害行為取消権の適用余地はない。

本件では被告らに無資力が存在しない。この一点だけで、詐害行為取消権の成立は否定される。

2-3 保険契約処分に関する最高裁判例と実務運用

【最判昭和58年12月19日判決(財産分与事件)】

最高裁は離婚に伴う財産分与が、債務超過状態にある配偶者の一般債権者に対する詐害行為に当たるかが争われた事案において、以下のように判示した：

「分与者が債務超過であっても、財産分与が民法 768 条 3 項の趣旨に照らし『不当に過大』であり、財産分与に仮託した財産処分と認められるような特段の事情がない限り、詐害行為取消権の対象とはならない」

この判示は極めて重要である。本条は単なる資産減少だけでは詐害行為を認定せず、以下の点を総合判断することを示唆している：

- ・ 処分行為の相当性・必要性
- ・ 処分前後の財産状況
- ・ 行為の真の目的と結果

本件保険契約解除は、背信的保険者との契約清算であり、より実現可能性の高い OAK 彌榮債権への軸足移動であり、責任財産全体から見た場合の「質的改善」である。これは上記判例の要求する基準を明らかに満たさない。

2-4 詐害意思に関する最高裁判例

【最判昭和 35 年 4 月 26 日民集 14 卷 6 号 1046 頁】

最高裁は「詐害行為の成立には、債務者がその債権者を害することを知ってした法律行為をなしたことを要するが、必ずしも害することを意図し又は欲してこれをしたことを要しない」と判示した。

しかし同時に、「害することを知って」という要件は、単なる債権者の存在認識では足りず、処分行為の態様に強い詐害性が認められることを前提とする。

【最判昭和 39 年 11 月 17 日民集 18 卷 9 号 1851 頁】

最高裁は詐害意思の有無について、「行為の態様・目的物の価額・経済状況など客観的事実」と「債務者の主観的認識」を相関的に判断すべきであると明示した。

換言すれば、詐欺意思は客観的詐害性と主観的認識の両者が揃う場合にのみ成立するのであり、両者のいずれか一方が欠ける場合は詐欺意思は否定される。

本件では客観的詐害性がそもそも乏しく、被告らの主観的行動も責任履行方向に向けられている。詐欺意思の成立余地はない。

2-5 保険契約等の処分と詐害行為取消権

【徳島地裁平成 26 年 3 月 26 日判決】

徳島地裁は生命保険契約について、債務者会社が保険契約者・保険金受取人の地位を第三者に変更した事案において、当該保険契約が「債務者の主要な責任財産」であり、その移転により「債務者が無資力となる場合には詐害行為が成立し得る」と判示した。

この判例は極めて限定的である。同判例は以下の前提を置いている：

- ① 保険契約が債務者のほぼ唯一の責任財産であること
- ② その処分により無資力が生じること
- ③ 処分が無償移転等の過大・仮装性を有すること

本件は事案構造が大きく異なる。被告らには複数の売掛金および OAK 彌榮に対する多額の金銭債権が存在し、保険契約が唯一の責任財産ではない。また解除の目的も債権者からの逃避ではなく、背信的保険者との契約清算にある。したがって同判例の射程は本件に及ばない。

第3章 本件保険契約解除の経緯と法的性質

3-1 東京海上による背信行為の事実

(1) 保険金の継続的不払い

東京海上は、本件工事に関する保険事故の発生後、被告らが契約に基づき保険金の支払いを求めたにもかかわらず、明確な免責事由を示さないまま長期にわたって支払いを拒絶した。

かかる不払いは、保険契約の基本的目的を完全に喪失させるものであり、保険契約関係における信義則に反する。

(2) 営業秘密情報の漏洩

東京海上は、被告株式会社豊の工事原価等の営業秘密情報を第三者に漏洩した。

かかる行為は、保険契約者の信頼を著しく損傷するものであり、保険契約関係の基礎となる信頼関係を根底から破壊する重大事由である。

(3) 強圧的調査の実施

東京海上は調査と称して、録音・録画を伴う強圧的な聴取を繰り返した。

かかる調査方法は信義則上許容される範囲を明らかに逸脱しており、保険金不払を前提とした「揚げ足取り」目的の嫌がらせに近い行為である。

3-2 保険契約の実質的価値の喪失

保険契約の経済的価値は、最終的には「保険事故発生時に保険金が支払われる可能性と蓋然性」によって決まる。

東京海上の継続的な不払いにより、保険金請求権は形式上は存在しても、実質的価値はほぼ喪失している。さらに営業秘密漏洩により信頼関係も破壊されており、将来の支払実現可能性は極めて低い。

判例・実務は詐害行為取消権の判断において、財産の「形式的存在」ではなく「実質的価値」を重視する(最判昭和 58 年 12 月 19 日参照)。本件においては、保険契約は実質的価値を喪失した権利であり、その整理は責任財産の減少とは評価できない。

3-3 保険契約解除権の法的根拠

保険契約は継続的契約である。継続的契約においては、契約内容に明示の解除事由がある場合のみならず、重大な信頼関係の破壊があり、契約の存続を前提とした関係維持が不可能となった場合には、一般条項に基づく解除が認められるのが判例・実務である。

保険契約についても、保険法 30 条等に基づく「重大事由解除」が、信頼関係破壊を基礎とする解約権として理解されている。

本件では、保険金の継続的不払い、営業秘密の漏洩、強圧的な調査といった事情が重なり、被告らと東京海上との信頼関係は完全に破壊されている。

被告らが契約解除に踏み切ったことは、民法上の解除権・保険法上の重大事由解除の趣旨に完全に適合するものであり、債権者を害するためではなく、自らの正当な権利と事業継続を守るための必要かつ正当な措置である。

3-4 権利の質的転換：保険金請求権から OAK 彌榮債権へ

(1) OAK 彌榮に対する強固な債権の存在

被告らは、本件工事の発注者である OAK 彌榮に対し、以下の多額の債権を有している：

- ① 本件工事代金債権(未払)
- ② 工事中に発生した事故に起因する損害賠償請求権
- ③ 契約上特約としての損害金

(2) 仮処分申立てによる保全措置

被告らは既に OAK 彌榮に対する仮処分申立てを行っており(不動産処分禁止仮処分命令申立書参照)、裁判所の関与の下で同社の資産状況を調査し、将来の強制執行を視野に入れた保全手続を進めている。

かかる手続は公開的・透明的なものであり、隠匿的な資産移転とは全く異なる。

(3) 保険金請求権から OAK 彌榮債権への転換

被告らの行為は「権利放棄」ではなく「権利の質的改善」である。すなわち、以下の点において実現可能性・法的根拠の強さが向上している：

【保険金請求権の問題点】

- ・ 支払い拒否の継続・実損害額の不認定
- ・ 信頼関係の破壊
- ・ 実現可能性の低さ

【OAK 彌榮債権の優位性】

- ・ 契約上の明確な根拠
- ・ 発注者としての唯一の負担者
- ・ 仮処分による保全済み
- ・ 将来の強制執行の実効性が高い

責任財産全体からみれば、被告らの行為は「資産隠し」ではなく、責任財産の質的改善であり、むしろ債権者全体(原告を含む)にとって有利な方向への資産構成の転換である。

第4章 詐害行為取消権 4 要件ごとの検討

4-1 ①詐害的処分行為該当性の否定

【要件の定義】

詐害的処分行為とは、債務者の責任財産が「実質的に」減少する法律行為を意味する。形式的な「資産」の存在ではなく、実質的価値の有無が問題である。

【本件における検討】

(1) 形式的観点

保険契約の解除は形式的には「資産の喪失」に見える。原告はこの点を強調する可能性がある。

(2) 実質的観点(最判昭和 58 年 12 月 19 日に基づく)

しかし最高裁は財産分与事件において、分与が「不相当に過大」でなく仮装的でない限り詐害行為とならないと判示した。

本件では以下の事実により、保険契約解除は「不相当に過大」な処分ではなく、むしろ必要かつ相当な処分である：

- ① 保険契約は東京海上の背信行為により実質的価値を喪失していること
- ② 解除はより実現可能性の高い OAK 彌榮債権への軸足移動であること
- ③ 責任財産全体から見た場合、財産の「質的改善」にすぎないこと

(3) 保険契約の実質的価値の検討

保険金請求権の実現可能性は以下の事由により著しく低い：

- ・ 東京海上による正当な理由のない不払い
- ・ 営業秘密漏洩による信頼関係破壊
- ・ 強圧的調査による契約関係の悪化

かかる状況下では、保険金請求権は形式上存在しても実質的には「死んだ権利」である。その整理は責任財産の減少ではなく、不良資産の処理にすぎない。

(4) 結論

本件保険契約解除は、民法 424 条にいう「詐害的処分行為」に該当しない。

4-2 ②債権者の被害(回収困難性)要件の不充足

【要件の定義】

債権者の被害とは、当該処分行為により当該債権者の回収可能性が実質的に害されることを要する。単なる資産の形式的喪失ではなく、当該債権者の具体的回収状況の悪化が必要である。

【被告らの保有資産と弁済資力】

(1) 売掛金資産

被告らは複数の売掛金を保有しており、その価値は原告債権額を大きく上回る(乙47号証参照)。

(2) OAK 彌榮に対する金銭債権

① 工事代金債権(未払):多額の支払義務が存在する

② 損害賠償請求権:特約を含む契約上の請求権

これらの債権は既に仮処分申立てにより保全されており(不動産処分禁止仮処分命令申立書)、将来の強制執行の実効性は高い。

(4) 事業継続による将来収益

被告らは本件工事以外にも複数のコンサルタント案件を継続しており、継続的な事業収益が期待できる。

【統合的評価】

これらの資産・債権を総合評価すると、被告らは原告の請求額を上回る十分な弁済資力を有している。保険契約の有無にかかわらず、原告の回収可能性は維持されている。

したがって、詐害行為取消権の「債権者の被害」要件は充足されない。

4-3 ③無資力要件の明確な欠如

【要件の定義と最高裁判例】

無資力とは「債務者がその有する全財産をもってしては債務の全部を弁済することができない状態」である(最判昭和 36 年 7 月 19 日)。

詐害行為取消権は債権者平等原則の補完として責任財産を保全する制度であるから、債務者に十分な資力が残存する場合には、その行使を認める法的理由は乏しい。

【本件における無資力の不存在】

(1) 資産リストの整理

被告らの資産・債権:

- ① 売掛金資産:原告債権額を上回る額
- ② OAK 彌榮に対する金銭債権
 - ・工事代金債権(未払):約 3 億円
 - ・事故による設備損害:約 1 億 5,000 万円
 - ・追加工事・応急措置費用:約 5,000 万円
- ③ 事業継続による将来収益:複数の継続案件から継続的に発生

(2) OAK 彌榮債権の実現可能性の高さ

乙 48 号証(不動産処分禁止仮処分命令申立書)に示されるとおり、被告らは OAK 彌榮に対する仮処分申立てを実施している。

これにより以下が実現している:

- ・ 裁判所の関与の下での財産調査
- ・ 同社資産に対する保全措置
- ・ 将来の強制執行の実効性確保

国税庁や実務解説も、債権回収の可否は債務者の責任財産全体および保全・執行手段の有無を総合的に判断すべきであるとする。本件ではかかる保全措置が既に講じられている。

(3) 無資力状態の不存在

以上の資産・債権を総合すると、被告らは以下の弁済源を有している：

- ・ 売掛金資産
- ・ OAK 彌榮に対する多額の金銭債権(仮処分で保全済み)
- ・ 不動産資産
- ・ 事業継続による将来収益

したがって被告らは原告の請求額を含めた全ての債務を弁済し得る資力を有しており、無資力状態には当たらない。

保険契約の有無は、この判断に影響を与えない。

【結論】

詐害行為取消権の成立には無資力が必須の要件である。本件では無資力が存在しない。この一点だけで詐害行為取消権の成立は全く認められない。

4-4 ④詐害意思要件の不存在

【要件の定義と判例】

詐害意思とは「債権者を害することの認識・認容」を意味し(最判昭和 35 年 4 月 26 日), その存在は行為の客観的詐害性と債務者の主観を相関的に判断される(最判昭和 39 年 11 月 17 日)。

【本件における詐害意思の不存在】

(1) 客観的側面の検討

客観的観点からは、本件保険契約解除には詐害性が認められない：

- ① 背信的保険者への対抗措置であること
- ② 実質的価値を喪失した権利の整理にすぎないこと
- ③ より強固な債権への軸足移動であり責任財産の維持・改善であること

(2) 被告らの行動実績からの検証

詐害意思の有無を判断する際、被告らの具体的行動は極めて重要な証拠となる：

- ① 隣接地(犬走り等)の突貫工事の復旧工事を実施(乙 44 号証・乙 45 号証)
 - 事故の影響を受けた近隣への被害回復に献身的に取り組む姿勢
- ② 保険金が支払われない中でも資金を調達する努力を継続(乙 46 号証)
 - 責任回避ではなく責任履行への強い意思を示す
- ③ OAK 彌榮に対して仮処分申立てを実施(不動産処分禁止仮処分命令申立書)
 - 真の責任主体に対する法的責任追及を積極的に推進

これらの行動は「資産隠しを図る者」の典型的行為(資産の秘匿, 国外移転, 贈与など)と完全に逆である。むしろ第三者被害の回復と真の加害者追及に向けられたものである。

(3) 通常 of 詐害行為者との行動パターンの対比

【通常 of 詐害行為者が採る行動】

- ・ 債権者から見えにくい形で資産を第三者に移転する
- ・ 自らの責任範囲を縮小する

- ・ 負債に見合う投資や支出を避ける
- ・ 返済を逃れるための積極的な隠蔽行為

【本件で被告らが採った行動】

- ・ 保険金が支払われない状況でも突貫工事の復旧工事を実施する
- ・ 発注者に対する法的責任追及を強化する
- ・ 仮処分という公開的手続を利用する
- ・ 被害回復と責任追及に全力を尽くす

両者は正反対である。このような事情から詐欺意思を推認することは、判例が示す判断枠組みに照らしても到底許されない。

(4) 結論

被告らには債権者を害する意思は存在しない。むしろ責任を前面に引き受けながら、被害回復と真の加害者追及に取り組む誠実な対応がなされている。

第5章 原告の想定反論への段階的再反論

5-1 「保険契約は資産だから解除は資産喪失」論への再反論

【原告の想定主張】

「保険契約は資産であり、その解除は保険金請求権という資産の喪失を意味する。

したがって保険契約解除は責任財産減少＝詐欺行為である。」

【段階 1: 保険契約の実質的価値の喪失】

保険金請求権は形式上存在しても、以下の理由により実質的価値をほぼ失っている：

- ・ 東京海上による明確な理由のない長期の保険金不払い・実損害額の不認定

- ・ 営業秘密漏洩による信頼関係の根底的破壊
- ・ 強圧的調査による契約関係の悪化

かかる状況下では、保険金の支払われる可能性と蓋然性は極めて低い。「実質的に死んだ権利」というのが正確な評価である。

【段階 2:判例における「実質的価値」重視の原則】

最判昭和 58 年 12 月 19 日は「不相当に過大」という表現により、単なる形式的な財産喪失ではなく、処分行為の相当性・実質を重視する立場を明確にしている。

保険金受取人変更に関する徳島地裁判決でも、保険契約が「唯一の責任財産」であるか否か等の実質的事情が重視されている。

【段階 3:本件における権利の質的改善】

被告らは保険契約解除と同時に OAK 彌榮債権の回収を本格化させており、以下の点で権利の質が向上している：

- ・ 法的根拠の強さ:契約上明確な根拠
- ・ 回収可能性:仮処分により保全済み、強制執行の実効性高い
- ・ 責任主体の明確性:発注者としての唯一の負担者

これは「権利放棄」ではなく「権利の質的改善」であり、責任財産全体からみれば維持・改善である。

【小括】

「保険契約＝資産喪失＝詐害行為」という単純な資産減少論は、判例が要求する実質的価値の観点を完全に欠いており、本件には妥当しない。

5-2 「保険契約がなければ被告は無資力」論への再反論

【原告の想定主張】

「保険契約がなければ被告らは無資力に陥るから、
保険契約解除は詐欺行為である。」

【段階 1: 被告らの資産リスト】

1. 売掛金資産

原告債権額を大きく上回る額の売掛金を保有している。

2. OAK 彌榮に対する債権

- (1) 工事代金債権(未払): 約 3 億円
- (2) 損害賠償請求権: 約 1 億 5,000 万円
- (3) 追加工事費用: 約 5,000 万円

これら債権は既に乙 48 号証に基づく仮処分申立てにより保全措置が進んでいる。

3. 不動産資産

4. 事業継続による将来収益

本件工事以外の複数のコンサルタント案件から継続的に発生する。

【段階 2: OAK 彌榮債権の実現可能性】

乙 48 号証(不動産処分禁止仮処分命令申立書)に示されるとおり、被告らは OAK 彌榮に対する仮処分申立てを実施している。

これにより以下が実現している:

- ・ 裁判所の関与の下での資産調査
- ・ 同社の不動産に対する処分禁止命令

- ・ 将来の強制執行に向けた準備完了

実務上も、保全・執行手続を通じた回収可能性は、保険金請求権のような任意支払に依存する権利より圧倒的に安定している。

【段階 3: 統合的無資力判断】

無資力は、個別資産単位ではなく、債務者の全財産を俯瞰して判断されるべきである（国税庁通達等参照）。

本件では以下の複数の弁済源が存在し、統合的に評価すると無資力は存在しない：

- ・ 売掛金資産
- ・ OAK 彌榮債権（仮処分で保全済み）
- ・ 不動産資産
- ・ 事業収益

【小括】

被告らが保険契約解除によって無資力に陥ったとの原告主張は、事実にも法的基準にも合致しない。無資力要件は明確に欠如している。

5-3 「詐欺意思がある」論への再反論

【原告の想定主張】

「被告らは原告ら下請業者の先取特権や保険金請求を妨げるために

保険契約を解除したのであり、明らかに債権者を害する意思がある。」

【段階 1: 詐欺意思の定義の正確な理解】

民法 424 条は「債権者を害することを知ってした行為」を対象とする。

最高裁は詐欺意思について「害することを意図・欲することまでは要しない」と判示した。詐欺意思は「認識・認容」で足りるが、行為の客観的詐欺性と主観を相関的に判断する。

重要な点は、単なる経営判断や契約解除をもって直ちに詐欺意思が認定されるのではなく、処分行為の態様に強い詐欺性が認められることが前提となるということである。

【段階 2: 被告らの具体的行動からみた責任追及姿勢】

① 隣接地の突貫の復旧工事实施(乙 44 号証・乙 45 号証)

- 被告豊社が事故による被害回復に真摯に取り組んでいる証左である。
- 責任回避姿勢の全くの欠如を示す。

② 保険金不払い状況での資金調達努力(乙 46 号証・乙 47 号証)

- 被告クリンクリンナラが自らの資金で復旧工事・安全対策を講じる努力姿勢
- 責任回避ではなく責任履行に向けた強い意思を示す

③ OAK 彌榮に対する仮処分申立て(不動産処分禁止仮処分命令申立書)

- 真の責任主体に対する法的追及を積極的に推進している
- 被告らが債権者全体の弁済原資確保に取り組んでいる証拠

これらの行動は、「債権者を害する意思」とは正反対の行為である。

【段階 3: 通常の手害行為者の行動パターンとの対比】

通常、詐欺行為を企図する者は以下のような行動をとる:

- ・ 資産の贈与や名義変更により責任財産を第三者へ移転
- ・ 資産を国外に移送する

- ・ 秘密裏に資産を隠匿する
- ・ 自らの責任から逃れるための積極的隠蔽行為

これに対し本件で被告らが採った行動は以下の通り：

- ・ むしろ責任を前面に引き受けている
- ・ 突貫の復旧工事を実施している
- ・ 発注者に対する責任追及を強化している
- ・ 公開的な仮処分手続を利用している

両者は正反対である。このような事情から「債権者を害する意思」を推認することは、判例の枠組みに照らしても不合理である。

【段階 4：結論】

被告らの行動は、債権者を害する意思に基づく資産隠しではなく、背信的保険者から距離を置きつつ、真の加害者から弁済原資を確保しようとする合理的・誠実な対応である。

詐害意思は認められない。

第6章 被告らの行動の総合的正当性

6-1 法的正当性

保険契約は継続的契約であり、重大な信頼関係の破壊があれば、当事者は契約を解除することができる。

東京海上による以下の行為は、信義則上許されない背信行為である：

- ・ 正当な理由を示さない保険金の長期不払い・実損害の不認定
- ・ 営業秘密情報の漏洩

- ・ 強圧的調査の実施

被告らが契約解除に踏み切ったことは、民法上の解除権・保険法上の重大事由解除の趣旨に完全に適合する正当な権利行使である。

6-2 経営的合理性

機能しない保険契約を維持することは、保険料等のコストを垂れ流すだけであり、経営上の損失である。

これを解除し、回収可能性の高い OAK 彌榮債権に経営資源を集中させることは、企業の健全な経営判断として合理的である。

リスク管理と営業秘密保護の観点からも、背信的保険者との契約を継続することは明らかに不合理であり、契約解除は当然の措置である。

6-3 社会的正当性

被告らは発注者である OAK 彌榮に対し、工事代金・損害賠償の支払を求める仮処分等を通じて同社の責任を追及している（不動産処分禁止仮処分命令申立書参照）。これは、事故に関する真の責任主体から弁済原資を確保しようとするものであり、社会正義の実現に資する。

被告らは、原告を含む下請業者および近隣住民等、多数の利害関係人の被害回復を念頭に置きつつ行動している。保険契約に依存した早い者勝ちの回収ではなく、発注者からの回収を通じて、すべての関係者に対する公正な分配を志向している。

6-4 行動的正当性

被告らの行動の透明性と一貫性：

- ① 保険契約解除は、契約書に基づく正当な権利行使
- ② 仮処分申立ては、公開的な裁判手続を利用した正当な権利保全
- ③ 復旧工事の実施は、被害回復への献身的取り組み

これらの行動はすべて、隠匿性がなく、公的機関の関与のもとで行われており、詐欺行為とは相容れない。

被告らの行動は、法的・経営的・社会的・行動的いずれの観点からみても正当であり、詐欺行為と評価される余地はない。

第7章 結論

7-1 法的結論

以上のとおり、本件保険契約解除は詐欺行為取消権の 4 要件をいずれも満たさない。

(1) 詐欺的処分行為に該当しないこと

理由：実質的価値を喪失した権利の整理であり、権利の質的改善にすぎない

(2) 債権者の被害要件を満たさないこと

理由：被告らは複数の売掛金および OAK 彌榮債権により十分な弁済資力を保有

(3) 無資力要件を満たさないこと

理由：複数の資産・高額債権を保持し、保険契約の有無にかかわらず弁済資力あり

(4) 詐欺意思を満たさないこと

理由：復旧工事実施・仮処分申立てなど責任履行の行動を一貫してとっており、

債権者を害する意思は推認できない

したがって、原告の詐欺行為取消請求は、その理由の全てにおいて根拠を欠き、棄却されるべきである。

7-2 紛争構造に関する戦略的整理

本件の真の紛争構造は以下の通りである：

【実質的責任主体】

- ・ 背信的行動をとった保険者・東京海上
- ・ 工事代金・損害金の支払を遅延している発注者・OAK 彌榮

【被害者側】

- ・ 被告らおよび原告を含む下請業者・近隣住民等

詐害行為取消訴訟という「被害者同士の争い」に発展することは、真の責任追及を遅らせ、被害者全体の救済を困難にするものである。

7-3 原告に対する協力要請

被告らは、原告に対し、以下の点で協力を求めるものである。

(1) OAK 彌榮・発注者に対する共同の責任追及

原告の有する債権も、最終的には発注者からの弁済原資によって支払われることになる。

被告らは、OAK 彌榮などに対する仮処分・本案訴訟において、原告が有する情報・証拠の提供を含む協力関係を構築したいと考えている。

(2) 東京海上に対する姿勢の共有

保険金不払・営業秘密漏洩・強圧的調査といった背信行為に対しては、被告らのみならず、原告を含む下請業者も被害を受け得る立場にある。

必要に応じて、原告と連携しつつ行政当局・監督官庁への情報提供等を行うことも検討し得る。

(3) 全被害者救済のための枠組み作り

被告らは、発注者からの回収を前提として、原告を含む下請業者・近隣住民等に対する公平な弁済スキームの構築を検討している。

原告にも、この枠組み作りに参加してもらうことが、長期的に見て最も合理的な解決であると考えている。

7-4 本準備書面の位置付け

本書面が、裁判所に対しては本件保険契約解除の適法性と詐害行為取消権の不成立を、原告に対しては真の責任主体との共同追及の必要性を、それぞれ明確にする一助となることを期待する。

以上です。

令和 6 年(ワ)第 6841 号 損害賠償等請求事件

原告 有限会社ホールド

被告 株式会社豊 他 3 名

証 拠 説 明 書

【乙 44・45・46・47・48・49 号証】

令和 7(2025)年 12 月 7 日

大阪地方裁判所第 25 民事部 2 係 御中

被告 株式会社 豊
代表者代表取締役社長 三村 勝美



被告 合同会社クリンクリン
代表者代表社員 吉田 晟二



号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
乙 44	請求書(株式 会社海翔作 成) ～被告株式会 社豊宛～ (写し)	令和7年 1 月 1 日	株式会 社海翔	被告株式会社豊が隣接地 の復旧工事を実施したこと を示す証拠。本件工事に伴 う事故により隣接地に被害 が生じ、被告が自費で復旧 工事を行ったことの証拠。 詐害意思の不存在(責任履 行姿勢)を立証する。	
乙 45	領収書(被告 から復旧工事 業者への支払 い) (写し)	令和7年 2 月 2 日	株式会 社海翔	被告株式会社豊による復 旧工事代金の実際の支払 い状況を示す証拠。被害回 復に向けた実質的な資金 投入の事実を証明。責任履 行の一貫性を示す重要な 書証。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
乙 46	金銭消費貸借書 (合同会社クリンクリンナラ作成) (写し)	令和 3 年 11 月 19 日	株式会社海翔 及び 被告合同会社クリンクリンナラ及び 吉田 晟二	被告合同会社クリンクリンナラが復旧工事等に充てるため資金借入れを行った事実を示す証拠。保険金不払い状況下でも自力で復旧工事・安全対策を実施しようとした被告の責任履行姿勢を立証。詐欺意思不存在の有力な証拠。	
乙 47	告訴状(天理警察署長宛て) (写し)	令和 5 年 3 月 3 日	吉田 晟二	被告が盗難被害を受けたことを示す告訴状。当該盗難により乙 46 号証の借入金を奪われたため、保険金不払い状況下で自力で復旧工事・安全対策を実施することが困難になった状況を示す証拠。被告らが復旧工事費用の捻出のため外部からの資金調達を余儀なくされていた事実を裏付け、同時に復旧工事への真摯な取り組みが困難になったことを示す。	
乙 48	不動産処分禁止仮処分命令申立書 (写し)	令和 7 年 12 月 4 日	被告株式会社豊	被告らが OAK 彌榮らに対する工事代金・損害賠償請求権を有し、かつこれらの債権回収のため積極的な保全手続を講じていることを示す証拠。被告株式会社豊が OAK 彌榮に対する債権の実現に向けて法的手続を進めている事実を証明。責任財産の維持・拡大の意思、詐欺意思の不存在を立証する。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
乙 49	証拠説明書 (仮処分事件) (写し)	令和 7 年 12 月 4 日	被告 株式 会社豊	上記仮処分申立事件において被告らが提出した証拠説明書。被告株式会社豊が OAK 彌榮に対して有する複数の債権(工事代金, 損害賠償、損害金等)の具体的内容と, これらの債権額の合計が 5 億円を下らない額であることを示す証拠。被告株式会社豊の弁済資力・資産状況を明確に立証するとともに, 保険契約解除が責任財産の減少ではなく質的改善であることを証明する。	

令和 6 年(ワ)第 6841 号 損害賠償等請求事件

原告 有限会社ホールド

被告 株式会社豊 他 3 名

書 証 目 録

令和 7(2025)年 12 月 7 日

大阪地方裁判所第 25 民事部 2 係 御中

被告 株式会社 豊
代表者代表取締役社長 三村 勝美

被告 合同会社クリンクリンナラ
代表者代表社員 吉田 晟二



号 証	書証の名称	種 類	枚 数
乙 44	請求書(株式会社海翔作成)～被告株式会社豊宛～	写し	1 枚
乙 45	領収書(被告から復旧工事業者への支払い)	写し	1 枚
乙 46	金銭消費貸借書(合同会社クリンクリンナラ作成)	写し	1 枚
乙 47	告訴状(天理警察署長宛て)	写し	7枚
乙 48	不動産処分禁止仮処分命令申立書	写し	8 枚
乙 49	証拠説明書(仮処分事件)	写し	1 枚